

令和8年度高知県地域観光商品造成等委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度高知県地域観光商品造成等委託業務

2 事業の概要

(1) 目的

地元の人との交流や暮らしに触れることのできる観光商品の造成を推進することで、観光客が地域を深く味わいながら長期滞在できる観光地域づくりを進める。特に、現在定期チャーター便が運航している台湾や、国際線ターミナルビルの完成を見据え誘致活動を行っている韓国、外国客船の寄港を見据え、インバウンド誘客を強化する。さらに、「よさこい高知文化祭 2026」の開催を見据え、地域の食文化や伝統芸能を生かした商品造成を行い、ひいては長期滞在や観光消費額の拡大につなげることを目的とする。

(2) 内容

商品造成に取り組む地域等に、専属の地域コーディネーターを配置し、キャンペーンの核となる商品造成及び販売等の支援を行う。

既存商品は、観光相談窓口の設置による対応やアドバイザー派遣により、さらなる磨き上げを支援するとともに、令和6、7年度造成商品のフォローアップを行う。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

3 業務内容

事業の目的を達成するため、以下(1)～(6)の業務内容を効果的かつ効率的に進める工程及び方法を総合的に企画し、実施すること。

(1) 統括責任者の配置

造成又は磨き上げを行う観光商品の質を担保し、事業全体の統括及び進捗管理を担う統括責任者を1名以上配置すること。

(2) キャンペーンの中核となる商品造成

①に掲げる商品数の造成のため、②アからカまでの方法で造成に取り組む。

①商品数

次のアからウまでの商品を合計し、30件以上とする。契約着手時点で観光客向けに定時販売していない素材を主とするが、既存商品の付加価値の向上や滞在時間の延長の観点で磨き上げたものも可とする。なお、旅行会社で販売可能な商品を念頭に造成すること。

- ア インバウンド個人向け商品 10～20件程度
- イ インバウンド団体向け商品 5～10件程度
- ウ よさこい高知文化祭2026関連商品 3～5件程度

②商品づくり

ア 素材のリストアップ

受託者からの企画提案及び県の意見も踏まえて、素材のリストアップを行うこと。

イ 素材の選定

(ア) インバウンド向け商品

ターゲット市場や旅行会社のニーズに応じた素材を選定するため、統括責任者や地域コーディネーターとは別に、市場ごとに商品化コーディネーターを配置し、現地ヒアリングを経て選定すること。なお、現地ヒアリングの前に、ターゲット設定、受

入方法、コースづくり、販売方法等の選定基準を設定すること。また、派遣する商品化コーディネーター及び選定基準は、県と協議のうえ決定すること。

(イ) よさこい高知文化祭 2026 向け商品

よさこい高知文化祭 2026 の開催中の販売、送客につながるよう、早期に商品を作成するため、契約後速やかに、素材及び造成に向けたスケジュールを提示し、県と協議のうえ決定すること。

ウ 地域コーディネーターの配置

統括責任者は、選定素材毎に地域コーディネーターを配置し、その活動の指揮をとること。地域コーディネーターの選定にあたっては、地域の資源や実情を理解し、地域に訪問して支援を行える者とし、県との協議のうえ決定すること。

なお、統括責任者が地域コーディネーターを兼務することは差し支えない。地域コーディネーターは6名程度を想定している。

エ 地域コーディネーターの伴走支援による商品づくり

地域コーディネーターは、選定された素材について、地域や事業者等を訪問し、現状を確認したうえで、商品づくりの支援を行うこと。

また、造成した商品をPRし、販売するため、宣材写真の撮影を行うとともに、旅行会社や取引業者向けに提案できる観光コンテンツタリフ（商品名、商品内容、販売手数料、所要時間、催行人員、手仕舞い日、申込先等）を商品またはコース毎に作成すること。（観光コンテンツタリフの様式は県から提供）

商品の造成にあたって、傷害保険・賠償責任保険の加入や県が運用するガイドラインに基づいた安全管理マニュアルの作成支援、飲食店営業許可等が必要な場合は、関連情報の提供や必要な手続きに関する支援を行うこと。

なお、商品造成にあたっては、令和8年9月頃から行う、首都圏旅行会社向け「高知県観光説明会」を念頭に、セールスを意識した早期造成を目指すこと。

また、外国客船オプションツアーやアドベンチャートラベル等に組み込める可能性のある素材については、ターゲット層（インバウンドの属性別（市場別等））に適した商品となるよう助言し、それに適した受入態勢の構築に必要な支援を行うこと。

オ モニターツアーの実施及び受入態勢の整備

造成した商品の点検を行う必要がある場合は、専門家やその商品のターゲット層を招聘し、モニターツアーやアンケート等の実施を支援すること。

また、受入態勢の整備にあたって、必要に応じて、個別の商品に関して、台本やガイドツールの作成を支援すること。さらに、複数の商品を組み合わせたテーマ性のあるツアーへの組み込みを見込める商品については、テーマ性を理解していただくための、実施主体におけるツアーマニュアルの作成を支援すること。

その他、OTA登録やSNSを活用した情報発信等、販売に有効な手段を助言するとともに、広域観光組織や旅行会社での商品化等、販売につながる支援を行い、稼働の上昇に努めること。

カ セールスツールの作成

ツアーへの組み込みを見込める商品については、旅行会社等への提案資料として、商品を組み込んだモデルコースや商品のハイライトをまとめたセールスツールを作成すること。

(3) ファムツアーの実施

商品を認知し、ツアーへの組み込みを促すために旅行会社、メディア関係者を招聘したフ

ファムツアーを実施すること。実施にあたっては、招聘者、日程、行程等を事前に提示し、県との協議のうえ決定すること。なお、ファムツアーの実施は、インバウンド向け商品を複数組み込んだツアー（2泊3日程度×3市場）を想定している。

（４）既存商品の磨き上げ、フォローアップ

既にOTA等で通年販売している観光商品を「どっぷり高知旅キャンペーン」の核となる商品に磨き上げようとする事業者等を以下の方法で支援する。

支援する商品数は、10件程度を想定。

ア 商品造成に関する相談窓口の設置

既存商品の磨き上げや新たに商品造成に取り組む県内の観光関係事業者等に対応するため、問い合わせできる相談窓口を設置、周知し、相談内容に対応すること。

イ アドバイザー派遣

アの相談窓口等での相談内容により、専門家派遣が必要と判断する場合は、次の（ア）から（ウ）のとおりアドバイザーを派遣し、支援を行うこと。なお、（イ）、（ウ）の様式については、初回のアドバイザー派遣までに県と協議し、決定すること。

（ア）アドバイザーの選定

派遣するアドバイザーについては、相談者のニーズに応じた指導・助言ができるアドバイザーを受託者が選定し、派遣については、県の確認を受けること。なお、受託者が提案したアドバイザー以外の派遣を相談者から求められた場合は、可能な限り対応すること。相談内容に応じて、本事業の統括責任者や地域コーディネーターがアドバイザーとなる場合が適当と判断する場合は、兼務しても差し支えない。

（イ）実施計画書の作成

アドバイザーの派遣にあたっては、派遣希望の内容を相談者にヒアリングのうえ実施計画書を作成し、県に事前に提出すること。

（ウ）派遣内容の報告

受託者は、アドバイザー派遣について、当日使用した資料とともにアドバイス内容の記録を県に提出すること。

ウ 令和6、7年度に造成した商品のフォローアップ

令和6、7年度事業で造成された商品の取組状況や困りごとに対応するフォローアップ、催行状況の確認を行い、月1回程度報告を行うこと。必要な商品・事業者リスト等は県から提供する。※令和6年度は40商品、令和7年度は35商品程度。

（５）定例会の実施

業務の進捗・情報共有のため、受託者は原則月に1回程度、県との定例会を行うこととし、必要な資料調整（レジュメ、地域の取組状況一覧、タリフ等）、会議室等の手配は受託者において行うこと。

（６）成果発表会の開催

県内の他の地域や事業者にと組を周知し今後の横展開を目指すとともに、参加者同士の意見交換を目的とした成果発表会を令和9年2月26日までに開催すること。

開催方法は、遠隔地からの受講に配慮して、原則、会場でのリアル開催とオンライン配信のハイブリッド配信によるものとする。

4 成果品の提出について

（１）提出する成果品

ア 業務報告書

半期毎に以下の（ア）から（キ）までをまとめて業務報告書を作成し、1回目は令和8

年10月30日までに提出し、2回目は令和9年3月12日までに提出すること。

(ア) 統括責任者の活動記録

(イ) 地域コーディネーターの活動記録

(ウ) 観光コンテンツタリフ

(エ) モニターツアー、ファムツアーの実施記録

(オ) 作成した台本、ガイドツール、セールスツール

(カ) 相談窓口の対応状況、アドバイザー派遣状況

(キ) 磨き上げ商品の内容がわかるもの

イ 事業終了後、事業の全体概要と上記アの最終版を取りまとめて提出することとし、製本したものを1部と、電子データを一式提出すること。

ウ その他参考資料を提出すること。

(2) 提出先

高知県観光振興スポーツ部地域観光課

5 その他の留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議する等、県との日々の情報共有を細やかに行うとともに、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけること。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (3) 本事業を円滑に遂行するため、県は受託者に対して業務の進捗状況について資料の提出や報告を求めることができる。